

令和6年度北栄地域地区懇談会 議事要旨の一部訂正について

令和6年度に北栄地域で開催した地区懇談会の議事要旨について、内容が質問された方の本旨に沿っていなかったため、質問要旨及び回答を修正いたしました。(令和7年8月29日 秘書広報課)

【訂正前】

(事前質問) 是正請求審査会の議事録を入手するのに、どうして情報公開請求をしなければならぬのですか。

回答(市長)

是正請求審査会に限らず、会議等の議事録は、公文書に該当するためです。市は、市民等の公文書の公開を請求する権利を保障するため、多治見市情報公開条例を設置しています。本条例の規定に基づく請求手続きをしていただいたうえで、公開しています。

【訂正後】

(事前質問) 過去に是正請求をしたときは、その是正請求に係る議事録について、情報公開請求をしなくても送付されました。令和6年度に是正請求をした際、議事録の送付がこれまでのようにされず、情報公開請求によることとされました。この取扱いに変更が生じたのはどうしてでしょうか。

訂正後の質問に対する回答

是正請求人ご本人であっても、当該是正請求の議事録の送付は制度で想定していないことから、令和6年度以降取扱いを変更しました。また、個人情報、争訟に関するもの等を含む議事録については一部を非公開とする取扱いも必要であったことから、適正な取扱いに変更しました。